

## 著作権法改正に関する要望事項

( 経済産業省 )

<p>要望事項</p>	<p>障害者・高齢者の著作物の利用に関する権利制限規定の新設</p>
<p>要望の趣旨</p>	<p>障害者・高齢者は健常者と比べ、著作物の享受にハンディがあることから、障害者・高齢者がIT機器を介して著作物を利用する行為に対して、権利制限規定を適用させ、障害者・高齢者の著作物の利用を容易にする。結果として、バリアフリー社会の実現に貢献することになる。</p>
<p>改正条項</p>	<p>新たな条項の創設(第2章第3節第5款)</p>
<p>改正内容</p>	<p>障害者による情報の授受に伴う著作物の利用を容易にするIT機器の利用の際における、著作物の利用態様(著作物の音声化、拡大化、音声の文字化、要約、翻案、公衆送信等)に適った権利制限規定を新設する。障害者による著作物の利用については、現行著作権法に点字による複製(第37条)および聴覚障害者のための自動公衆送信(第37条の2)に係る権利制限規定があり、現在「拡大教科書」作成に係る権利制限規定が創設されたが、これらでカバーされないものである。</p>
<p>改正を必要とする理由</p>	<p>(1) 問題の所在          情報化社会の進展に伴い、情報の授受においてIT機器の活用が必要不可欠となり、また、授受される情報として多種多様な形態で著作物が利用されている状況において、障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受できるようにするための種々の手段を活用することが望ましいものの、かかる手段の活用が必ずしも権利制限規定の対象とされているとはいえない。</p> <p>(2) 法改正の必要性          障害者・高齢者が健常者と同様に著作物を享受可能とする手段を活用できるようにするために個々の著作物の権利者から許諾を得ること(例えば契約による対応)は実務上困難であり、法改正による対応が必要である。平成12年6月5日付通商産業省告示第362号「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」をはじめ、2001年11月に発行された「ISO(国際標準化機構)/IEC(国際電気標準会議)ガイド71」(規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン)、およびこれに沿った形で現在経済産業省がJIS規格(規格番号Z8071)</p>

	<p>の制定を進めており、これらのガイドまたは規格に従ったITバリアフリー機器を開発普及させ、情報のバリアフリー化のためには、早急な法改正が不可欠である。</p>
<p>要望事項に係るこれまでの取り組み状況</p>	
<p>その他 (関係団体の名称等)</p>	<p>日本知的財産協会 (社)電子情報技術産業協会 日本弁理士会</p>
<p>担当者氏名・役職 連絡先</p>	<p>経済産業政策局知的財産政策室(03-3501-3752) 調整一係長 中村良子</p>